捜査機関が押収した物の還付請求と権利濫用の法理

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 7 月 27 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（し）第 25 号
【事　件　名】 検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 刑事訴訟法 123 条 1 項・222 条 1 項前段
【掲　載　誌】 刑集 76 巻 5 号 685 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25572270

東京都立大学教授 **峰ひろみ**

事実の概要

本件は、司法警察員が申立人（以下「X」という。）から差し押さえたX所有の携帯電話機等について、Xが、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）222 条 1 項が準用する同法 123 条 1 項に基づき、検察官に対して還付を請求したところ、同検察官がこれに応じず還付をしない処分（以下「本件各処分」という。）をしたため、同法 430 条 1 項の準抗告を申し立てたが、棄却された（以下「各原決定」という。）ことから、特別抗告を申し立てたという事案である。

Xは、いわゆるナンパの方法を指導する塾を経営し、女性との性交場面を撮影した動画等を塾生のグループ内で共有するなどしていたところ、塾生甲及び乙に対する集団準強姦被疑事件について、住居等の捜索を受け、その所有する携帯電話機 2 台（以下「不還付物件 1」、「不還付物件 2」という。）及び IC レコーダー 1 台（以下「不還付物件 3」といい、不還付物件 1 ないし 3 を「本件各不還付物件」という。）を差し押さえられた。

その後、Xは、乙ら塾生と共謀して又は単独で、女性 3 名（A、B 及び C）が飲酒酩酊のため抗拒不能であるのに乗じ性交をしたという準強制性交等被告事件について、第一審裁判所において有罪判決を言い渡され、各原決定時には、控訴が棄却され、上告を申し立てていた。

不還付物件 1 及び 3 は、いずれも女性 D を被害者とするX及び塾生丙に対する各準強制性交等被疑事件に関するものであり、不還付物件 1 には、Xによる犯行状況・被害状況を撮影した動画データやDの顔の画像データが、不還付物件 3 には、XらとDらが事件現場内で過ごしている状況や事件前後の状況（Dの姓名を告げている場面を含む。）等を録音した音声データがそれぞれ記録されていた。Xは、同被疑事件については不起訴処分となったが、Dの同意があった旨主張するなどしていた。

また、不還付物件 2 は、女性 E を被害者とする甲らに対する各準強制性交等被告事件（有罪判決が確定している。）に関するものであり、E の名刺や顔写真、E の裸の姿態の画像データ等が記録されていた。Xは、同各被告事件については、参考人とされたものの、甲らの逮捕を知った後に、上記名刺及び顔写真の画像を他の塾生と共有して、E への接触を図るなどしていた。

そして、上記各データは、いずれも D 及び E に無断で撮影又は録音されたものであった。

Xは、検察官に対して本件各不還付物件の還付を請求し、さらに、同検察官が行った本件各処分に対する準抗告を申し立てた。同検察官が本件各処分に際して上記各データの消去に応ずるのであれば還付する旨申し出たのに対し、Xは、同各データはXに対する上記準強制性交等被告事件及び民事裁判においてXの犯罪行為がなかったことを立

証するために必要であるなどと主張した。

決定の要旨

最高裁は、本件各抗告の趣意は、いずれも、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法 433 条の抗告理由に当たらないとしながらも、職権で次のとおり判断し、本件各抗告を棄却した。

「……上記各データは、いずれもＤ及びＥに無断で撮影又は録音されたものであり、これらが流布された場合には、Ｄ及びＥの名誉、人格等を著しく害し、Ｄ及びＥに多大な精神的苦痛を与えるなどの回復し難い不利益を生じさせる危険性がある。」「申立人は、同各データは申立人に対する上記……の準強制性交等被告事件及び民事裁判において申立人の犯罪行為がなかったことを立証するために必要であるなどと主張しているが、同各データを含めた本件各不還付物件の還付を受けられないことにより申立人に著しい不利益が生じていることはうかがわれない。」「以上のような事情の下においては、申立人が本件各不還付物件の還付を請求することは、権利の濫用として許されないというべきである。そうすると、本件において、これと同旨の理由により検察官のした本件各処分を是認した各原決定は相当である。」

判例の解説

一　問題の所在

捜査機関が押収した物について、刑訴法 222 条 1 項前段が準用する同法 123 条 1 項は、「留置の必要がない」と認められるものは、被告事件の終結を待たずに還付しなければならないと定めている。これは、押収が被押収者の占有を排除し、その使用、処分を制限して私的財産権に制約を加えるものであることから、そのような権利制約の継続を必要最小限度にする趣旨である[1)]。そこで、留置の必要がないと認められる押収物については、捜査機関が還付の義務を負うとともに、被押収者は還付請求権を取得すると解されている（最決平 15・6・30 刑集 57 巻 6 号 893 頁）。

しかし、押収物の中には、性犯罪等において犯人が犯行状況や被害状況、被害者の容貌・姿態等を撮影・録画した画像や映像、音声等のデータが記録されているなど、そのまま還付したならば、被害者等の名誉やプライバシーを害したり、被害者等に著しい精神的苦痛を与えるなど著しく不当な結果が生ずる場合がある。このような場合でも、捜査機関としては、被押収者に対して還付をしなければならないのであろうか。例えば、被押収者の還付請求権の行使を、一般法理である権利濫用の法理を用いて拒否することができるであろうか。

本決定は、被押収者による押収物の還付請求に対し、権利濫用に当たることを理由にこれを拒否した検察官の不還付処分を、適法と判断した原処分を相当なものとして是認したものである。

二　捜査機関による押収物の還付（刑訴法 222 条 1 項前段・123 条 1 項）

1　押収物の「還付」とは、被押収者に押収物を返還することをいう[2)]。その性質について、判例は、「押収を解いて原状を回復すること」とする（最決平 2・4・20 刑集 44 巻 3 号 283 頁）。

2　押収物を還付するための要件は、「留置の必要がない」こと、すなわち、押収の効果としての占有を継続する必要がないことである[3)]。この要件が認められるか否かの判断は、第一次的には捜査機関に委ねられるが、その判断は、犯罪捜査あるいは公訴維持という公共的必要性と、留置の継続によって被る個人の権利侵害とをいかに調和させるかという憲法上の要請により、慎重になされなければならない（東京地決昭 40・7・15 下刑集 7 巻 7 号 1525 頁）[4)]。

そして、この要件を満たす場合には、原則として押収物を被押収者に還付しなければならない。

3　また、被押収者は、「留置の必要がない」場合に当たることを理由として、捜査機関に対して押収物の還付を請求することができ（前掲最決平 15・6・30）、捜査機関が当該還付請求を却下するなどした場合には、これに対しての準抗告を申し立てることができる（刑訴法 430 条 1 項 2 項）。

三　著しく不当な結果が生ずる場合への対応

1　捜査機関が押収物を還付する場合、そのことによって著しく不当な結果を招くことがないよう配慮しなければならない[5]。例えば、本件事案のように、性犯罪において、犯人が犯行状況や被害状況等を撮影した写真や録音・録画した記録媒体が被押収物であった場合、それらをそのまま還付するならば、記録されたデータが犯人の目に触れたり、更に第三者に流布されたりすることによって、被害者のプライバシーや名誉等を著しく害し、被害者に著しい精神的苦痛を与えるなどして、著しく不当な結果を招くおそれがある。

このような不当な結果を防ぐため、実務上、還付に際し、検察官において、犯人等証拠品の所有者に対し、所有権放棄の意思の有無を確認することが認められている（証拠品事務規程 44 条 2 項）。所有権が放棄されれば当該証拠品は国庫に帰属し、没収物に準じた手続により処分されることになる（証拠品事務規程 45 条）[6]。

2　ところが、犯人等被押収者の中には、所有権放棄に応じない者があり、その場合にも被害者のプライバシーや名誉等を保護し、著しく不当な結果を招かないようにするためには、還付請求権行使を制限する正当な理屈が必要になる。

その還付請求権行使を制限する理屈として、本件事案では、権利濫用の法理が用いられた。

四　刑事訴訟法上の権利行使と権利濫用の法理

1　刑事訴訟規則 1 条 2 項は、「訴訟上の権利は、誠実にこれを行使し、濫用してはならない。」と規定しており、刑事訴訟法上の権利行使についても、一般的に権利濫用の法理が適用され得ると解されてきた（最判昭 54・7・24 刑集 33 巻 5 号 416 頁参照）。

したがって、被押収物の還付請求権行使についても、権利濫用の法理を適用することは認められてよいはずである。

現に、東京地判平 20・12・5（訟月 55 巻 5 号 2076 頁）は、国家賠償請求事件において、性犯罪により服役中の者が、その被害者の裸体等が記録された媒体について還付請求権を行使することは権利濫用に当たるとし、その場合、検察官が同媒体を還付しない旨の処分をしたことは国家賠償法上違法ではない旨判断した。

2　どのような場合に権利の濫用に当たると判断すべきかは、具体的事案によるが、一般には、当該権利のもつ社会的意義・目的、権利濫用と解した場合に権利行使した者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合に相手方の受ける不利益、その不利益を防止する手段、不利益の及ぼす影響の範囲など、種々の要素を比較衡量して判断しなければならないと解されている[7]。

本決定は、対象の不還付物件に記録されたデータの内容が、具体的な女性を被害者とする性犯罪に関するものであり、犯行状況・被害状況を撮影した動画データや被害者の顔・姿態の画像データ等が記録されていることを認定した上、これらの各データがいずれも各被害者に無断で撮影又は録音されたものであることを踏まえ、これらが流布された場合には、各被害者の名誉、人格等を著しく害し、多大な精神的苦痛を与えるなど回復し難い不利益を生じさせる危険性があるのに対し、被押収者であるＸには、本件各不還付物件の還付を受けられないことにより著しい不利益が生じていることはうかがわれないとして、両者の利益を比較衡量した結果、Ｘが本件各不還付物件の還付を請求することは権利の濫用として許されないものと判断した。

五　本決定への評価

本決定は、具体的事案の下、権利濫用の法理の適用を認めたものであるが、その判断は性犯罪被害者保護の観点からも妥当なものであったと思われる[8]。

●――注

1）河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 (2)〔第 2 版〕』（青林書院、2010 年）463 頁。河上和雄ほか編『注釈刑事訴訟法 (2)〔第 3 版〕』（立花書房、2020 年）300 頁。
2）前掲注 1）『大コンメンタール刑事訴訟法 (2)〔第 2 版〕』464 頁。前掲注 1）『注釈刑事訴訟法 (2)〔第 3 版〕』300 頁。
3）前掲注 1）『大コンメンタール刑事訴訟法 (2)〔第 2 版〕』464 頁。前掲注 1）『注釈刑事訴訟法 (2)〔第 3 版〕』301 頁。
4）前掲注 1）『大コンメンタール刑事訴訟法 (2)〔第 2 版〕』475 頁。前掲注 1）『注釈刑事訴訟法 (2)〔第 3 版〕』309 頁。
5）前掲注 1）『注釈刑事訴訟法 (2)〔第 3 版〕』312 頁。

6）臺孝一「証拠品事務 (4)」研修 773 号 58 頁、59 頁参照。
7）高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典〔第 5 版〕』（有斐閣、2016 年）345 頁。
8）本決定の解説として、田中優企「還付請求権の行使について権利濫用の法理の適用を認めた事例（セレクト Monthly）」法教 506 号 150 頁などがある。